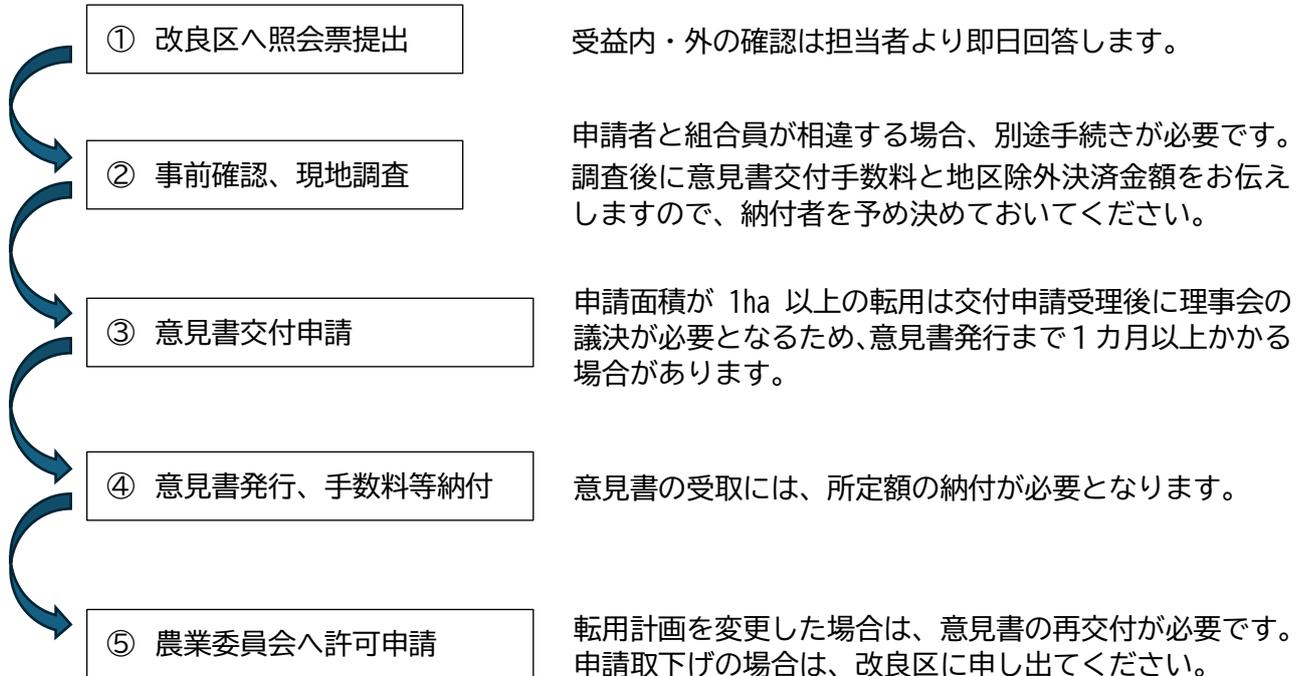


農地転用申請に伴う意見書交付のご案内

- ・岩手中部土地改良区管内の農地を転用する場合、農業委員会への許可申請に土地改良区からの意見書が求められますので、意見書交付と地区除外の申請手続きが必要です。
- ・事前確認から意見書交付まで概ね2週間を要しますので、余裕をもった申請手続きをお願いします。



≪事前確認に必要な書類≫

○はホームページより様式がダウンロードできます。

提出書類	部数	備考
○農地転用等照会票	1	農振農用地区域に指定されている土地は転用できません
・位置図	1	住宅地図等に位置を記入
・公図	1	法務局備付図面に申請箇所を記入
・登記簿	1	予定地を分筆した場合は、関係地番の分も必要
※地積測量図	1	分筆手続き中の場合に必要。登記完了後に差換
・転用計画図	1	転用計画内容と隣接地の形状変更の有無がわかるもの

≪意見書交付申請に必要な書類≫

○はホームページより様式がダウンロードできます。

提出書類	部数	備考
○農地転用等の通知書（意見書）	2	農業委員会の確認を受けてから改良区へ提出
○組合員資格得喪通知書	1	現資格者欄のみ記入。一時転用の場合は不要
○地区除外申請書	1	一時転用の場合は不要
・委任状	1	代理人への通知書等発行の場合必要

≪お問合せ≫ 岩手中部土地改良区 賦課徴収係 TEL 0197-73-8280 FAX 0197-73-7700